

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成29年12月)

【平成27年度・平成28年度】

- 施行後2年間での新規相談受付件数は、約45万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約12.2万件。
- 包括的な支援の提供により、約6.1万人が就労・増収につながった。

【平成29年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後2年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)÷①	
	件数	人口10万人 あたり	件数	人口10万人 あたり	① 件数	人口10万人 あたり	件数	うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②	件数	うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③		
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—	
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%	
H29	4月分	19,108	14.9	5,745	4.5	2,622	2.0	2,123	1,479	502	352	70%
	5月分	20,576	16.1	6,200	4.8	2,794	2.2	2,094	1,509	493	325	66%
	6月分	20,983	16.4	6,364	5.0	2,834	2.2	2,285	1,595	595	394	70%
	7月分	19,483	15.2	5,959	4.7	2,733	2.1	2,197	1,615	518	356	72%
	8月分	19,529	15.2	6,002	4.7	2,629	2.1	2,083	1,501	538	368	71%
	9月分	19,233	15.0	6,008	4.7	2,701	2.1	2,179	1,586	528	379	73%
	10月分	18,757	14.6	5,932	4.6	2,633	2.1	2,174	1,562	528	345	72%
	11月分	18,373	14.3	5,648	4.4	2,465	1.9	2,097	1,513	503	350	76%
	12月分	15,974	12.5	5,444	4.3	2,457	1.9	2,053	1,510	500	354	76%
	合計	172,016	14.9	53,302	4.6	23,868	2.1	19,285	13,870	4,705	3,223	72%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

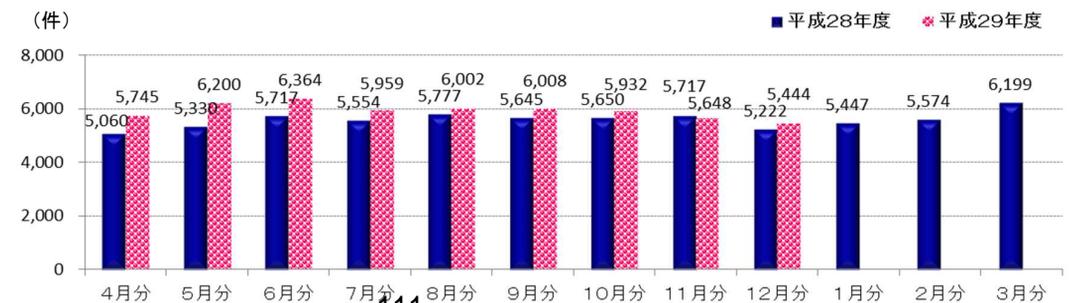
生活困窮者自立支援制度の施行状況(全国的な状況)

- 新規相談受付件数について、平成28年度は1年間で約22万2千件、平成29年度は12月までの9ヶ月で約17万2千件の相談があった。
- そのうち、平成28年度においては約6万7千件、平成29年度は12月までに約5万3千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの支援対象者に応じたプランに基づき、支援が進められているなど、着実に本制度が実施されてきている。

新規相談受付件数
平成28年度
222,426件
平成29年度
172,016件 (4月～12月)



プラン作成件数
平成28年度
66,892件
平成29年度
53,302件 (4月～12月)



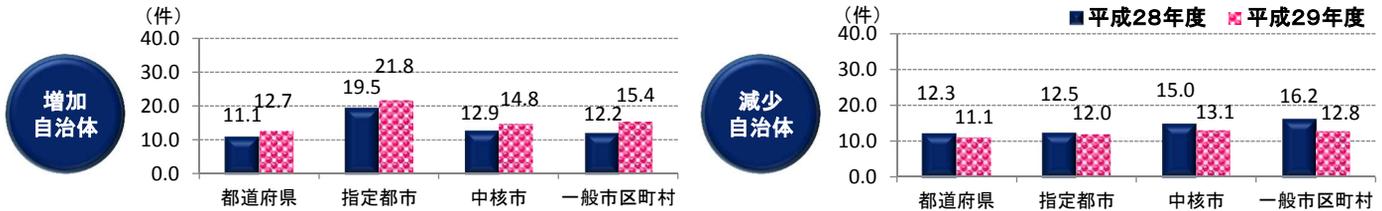
※平成28年度、平成29年度支援状況調査より(平成29年度実績は4月～12月実績)。

生活困窮者自立支援制度の施行状況(自治体規模別の状況)

- 新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月あたり)は、都道府県を除く自治体区分において、平成28年度に比べて実績が伸びている自治体の割合が高い。全体平均では平成28年度よりも実績が伸びている(14.5件→15.2件)。
- プラン作成件数及び就労支援対象者数については、いずれの自治体においても、平成28年度に比べて実績が伸びている自治体の割合が低い。全体平均では平成28年度よりも件数及び人数は伸びている。

区分	自治体数	前年度からの実績増減	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)						プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)						就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月あたり)					
			H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数		H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数		H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数	
			自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度	自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度	自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度
都道府県	45	増加 減少 合計	24 21 45	53.3% 46.7% 100.0%	21 24 45	46.7% 53.3% 100.0%	11.1 12.3 11.6	12.7 11.1 12.0	33 12 45	73.3% 26.7% 100.0%	22 23 45	48.9% 51.1% 100.0%	3.7 4.0 3.8	4.7 3.5 4.2	28 17 45	62.2% 37.8% 100.0%	21 24 45	46.7% 53.3% 100.0%	1.3 1.6 1.5	1.7 1.7 1.7
指定都市	20	増加 減少 合計	9 11 20	45.0% 55.0% 100.0%	14 6 20	70.0% 30.0% 100.0%	19.5 12.5 17.7	21.8 12.0 19.3	15 3 20	75.0% 15.0% 100.0%	13 7 20	65.0% 35.0% 100.0%	9.6 3.9 7.7	10.9 3.4 8.4	14 6 20	70.0% 30.0% 100.0%	9 11 20	45.0% 55.0% 100.0%	1.6 2.5 2.2	2.6 2.6 2.6
中核市	48	増加 減少 合計	21 27 48	43.8% 56.3% 100.0%	34 14 48	70.8% 29.2% 100.0%	12.9 15.0 13.4	14.8 13.1 14.3	32 48 80	66.7% 100.0% 100.0%	26 48 74	54.2% 100.0% 100.0%	3.8 3.6 3.7	4.6 3.5 4.2	29 48 77	60.4% 100.0% 100.0%	23 48 71	47.9% 100.0% 100.0%	1.6 1.6 1.6	2.0 1.7 1.8
一般市区町村	789	増加 減少 合計	287 502 789	36.4% 63.6% 100.0%	417 372 789	52.9% 47.1% 100.0%	12.2 16.2 13.9	15.4 12.8 14.3	476 313 789	60.3% 39.7% 100.0%	410 379 789	52.0% 48.0% 100.0%	3.2 3.5 3.3	4.5 2.5 3.6	426 363 789	54.0% 46.0% 100.0%	351 438 789	44.5% 55.5% 100.0%	1.9 1.7 1.8	2.7 1.4 2.0
合計	902	増加 減少 合計	341 561 902	37.8% 62.2% 100.0%	486 416 902	53.9% 46.1% 100.0%	14.1 15.1 14.5	16.7 12.6 15.2	558 344 902	61.9% 38.1% 100.0%	471 431 902	52.2% 47.8% 100.0%	4.9 3.6 4.3	6.1 2.7 4.7	497 405 902	55.1% 44.9% 100.0%	404 498 902	44.8% 55.2% 100.0%	1.8 1.9 1.8	2.5 1.7 2.1

自治体区分別新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月あたり)の年度別比較



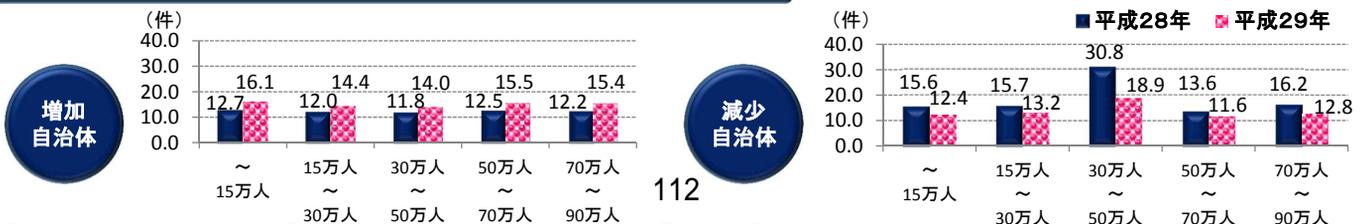
※平成27年度、28年度、29年度支援状況調査より(平成29年度実績は4月～11月実績の集計値)。

生活困窮者自立支援制度の施行状況(一般市区町村の状況)

- 一般市区町村における新規相談受付件数は、いずれの人口規模においても、平成28年度に比べて実績が伸びている自治体の割合が高く、特に、50万人未満までの人口規模の自治体において、増加した自治体の割合が高くなっている。
- また、減少している自治体は平成28年度の実績がかなり高く、増加している自治体は平成28年度実績が低かったが、平成29年度は着実に増加している。(全体平均/増加自治体:12.2件→15.4件、減少自治体:16.2件→12.8件)

一般市区町村 人口規模	自治体数	前年度からの実績増減	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)						プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)						就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月あたり)					
			H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数		H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数		H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数	
			自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度	自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度	自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度
15万人未満	675	増加 減少 合計	239 436 675	35.4% 64.6% 100.0%	348 327 675	51.6% 48.4% 100.0%	12.7 15.6 14.1	16.1 12.4 14.3	33 12 45	73.3% 26.7% 100.0%	22 23 45	48.9% 51.1% 100.0%	3.1 2.6 3.4	4.6 1.7 3.7	28 17 45	62.2% 37.8% 100.0%	21 24 45	46.7% 53.3% 100.0%	1.7 2.1 1.9	2.6 1.4 2.0
15万人以上 30万人未満	91	増加 減少 合計	36 55 91	39.6% 60.4% 100.0%	52 39 91	57.1% 42.9% 100.0%	12.0 15.7 13.6	14.4 13.2 13.9	17 3 20	85.0% 15.0% 100.0%	13 7 20	65.0% 35.0% 100.0%	3.5 2.7 3.2	4.6 2.0 3.4	14 6 20	70.0% 30.0% 100.0%	9 11 20	45.0% 55.0% 100.0%	2.0 1.9 1.9	2.5 1.4 1.9
30万人以上 50万人未満	14	増加 減少 合計	7 8 15	46.7% 57.1% 100.0%	10 4 14	71.4% 28.6% 100.0%	11.8 12.8 16.5	14.0 18.9 15.2	32 16 48	66.7% 33.3% 100.0%	26 22 48	54.2% 45.8% 100.0%	2.7 4.6 3.3	3.3 4.6 3.5	19 29 48	60.4% 59.6% 100.0%	23 25 48	47.9% 52.1% 100.0%	2.9 1.3 2.1	3.4 0.9 2.2
50万人以上 70万人未満	6	増加 減少 合計	3 2 5	60.0% 40.0% 100.0%	4 2 6	66.7% 33.3% 100.0%	12.5 13.6 12.9	15.5 11.6 14.3	476 313 789	60.3% 39.7% 100.0%	410 379 789	52.0% 48.0% 100.0%	3.0 4.5 3.9	4.0 3.6 3.7	426 363 789	54.0% 46.0% 100.0%	351 438 789	44.5% 55.5% 100.0%	2.1 2.6 2.5	2.9 2.6 2.5
70万人以上 90万人未満	3	増加 減少 合計	2 1 3	66.7% 33.3% 100.0%	3 0 3	100.0% 0.0% 100.0%	12.2 16.2 13.9	15.4 12.8 14.3	476 313 787	60.3% 39.7% 100.0%	411 376 787	52.2% 47.8% 100.0%	3.2 3.5 3.3	4.5 2.5 3.6	426 363 789	54.0% 46.0% 100.0%	351 438 789	44.5% 55.5% 100.0%	2.0 2.0 2.0	2.7 1.4 2.0
合計	789	増加 減少 合計	287 502 789	36.4% 63.6% 100.0%	417 372 789	52.9% 47.1% 100.0%	12.2 16.2 13.9	15.4 12.8 14.3	476 344 902	61.9% 38.1% 100.0%	471 431 902	52.2% 47.8% 100.0%	3.2 3.5 4.3	4.5 2.5 4.7	497 405 902	55.1% 44.9% 100.0%	404 498 902	44.8% 55.2% 100.0%	1.8 1.9 1.8	2.0 1.7 2.1

一般市区町村における新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月あたり)の年度別比較

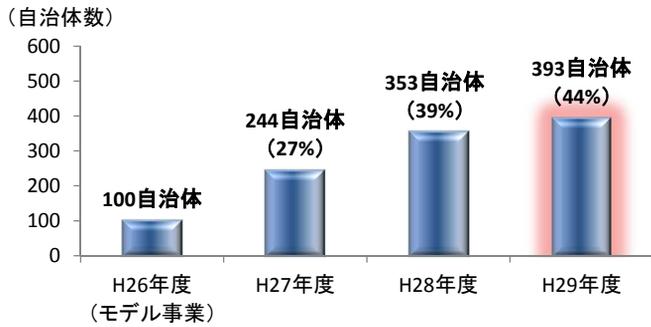


※平成27年度、28年度、29年度支援状況調査より(平成29年度実績は4月～11月実績の集計値)。

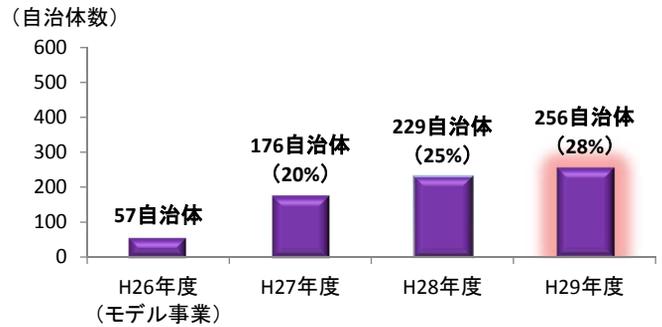
任意事業の実施状況について

○ 平成29年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

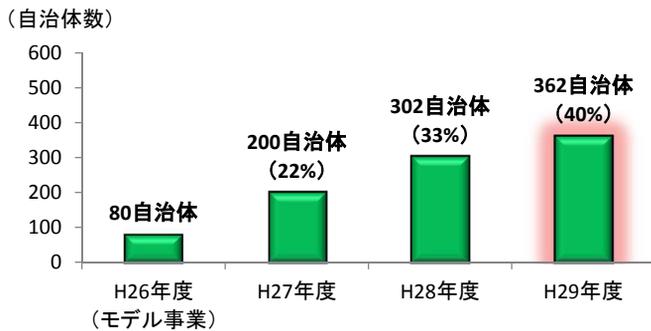
就労準備支援事業



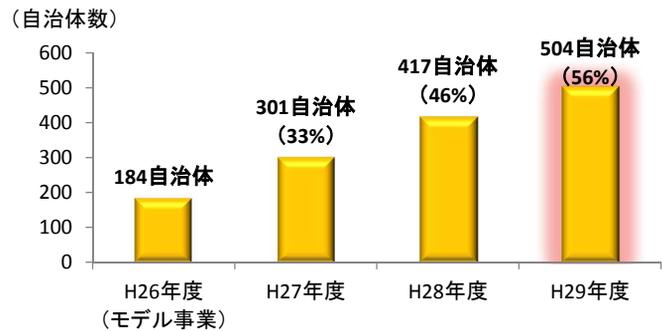
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



(出典) 平成27年度と平成28年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

- ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につなげていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

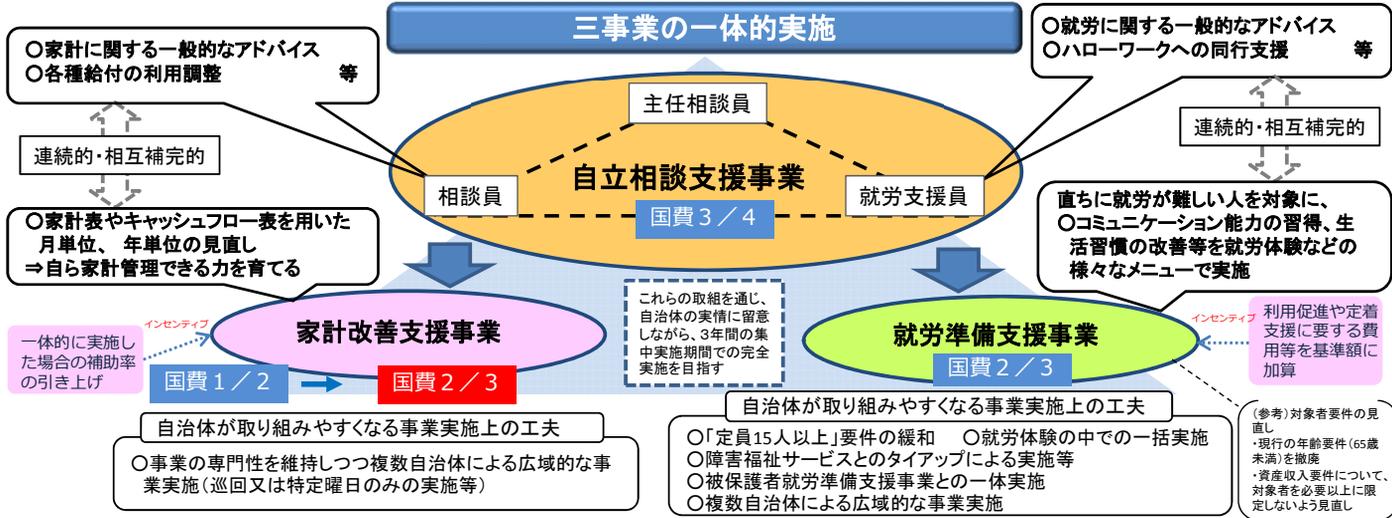
・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



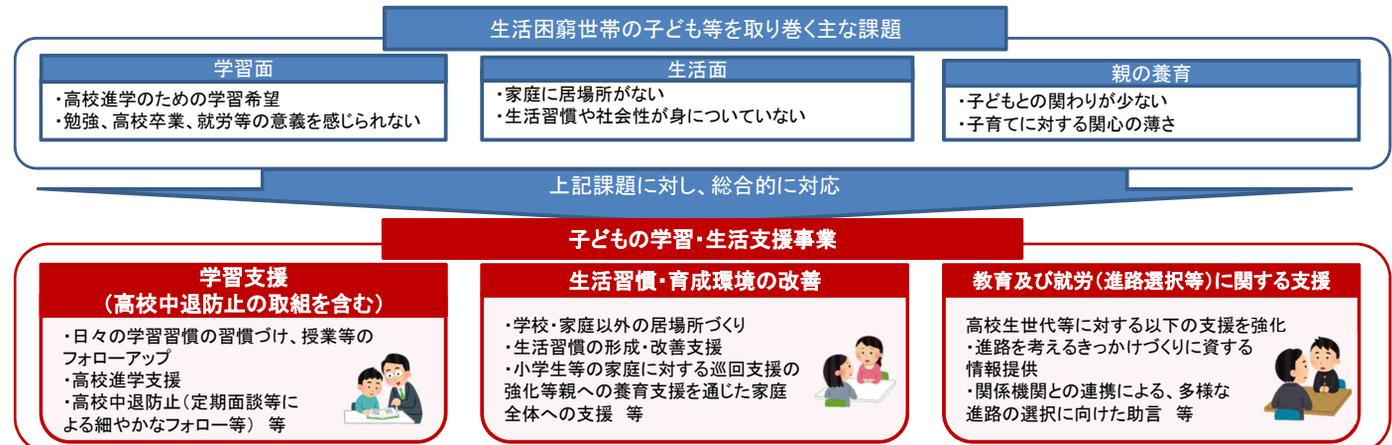
5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率: 1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率: 3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

- ・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
 - ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。
 - ① シェルター等を利用していた人
 - ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人
- (※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で連続的・安定的な居住を確保

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

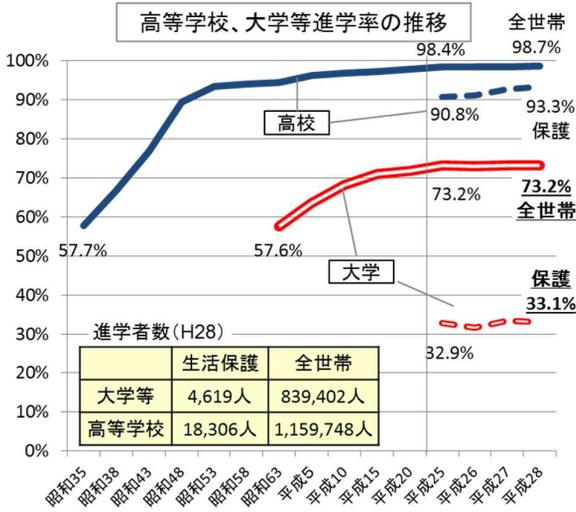
生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



東京都23区(1級地の1)母と子2人の3人世帯における第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。

対象者に生活習慣の指導・必要な医療の受診勧奨等の支援(健康管理支援事業)を実施



データに基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援

被保護者の医療・健康データを管理・分析し、対象者等を決定 全国の被保護者の医療・健康データを分析し、結果を情報提供

2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定(生活保護法第34条第3項の改正)

医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品による給付

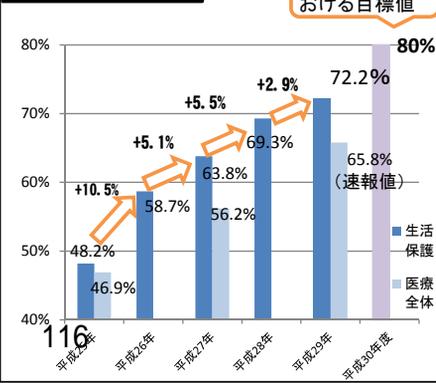
○後発医薬品使用割合は約7割となっている。

○一方で、薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い。

○地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要との意見

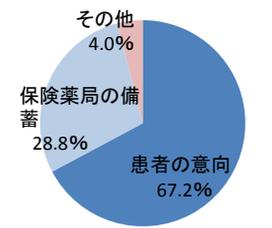
○医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施

取組の進捗状況



取組の課題

後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が高い。



※医師等が一般名処方した医薬品について、薬局で後発医薬品を調剤しなかった理由を調査したもの

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

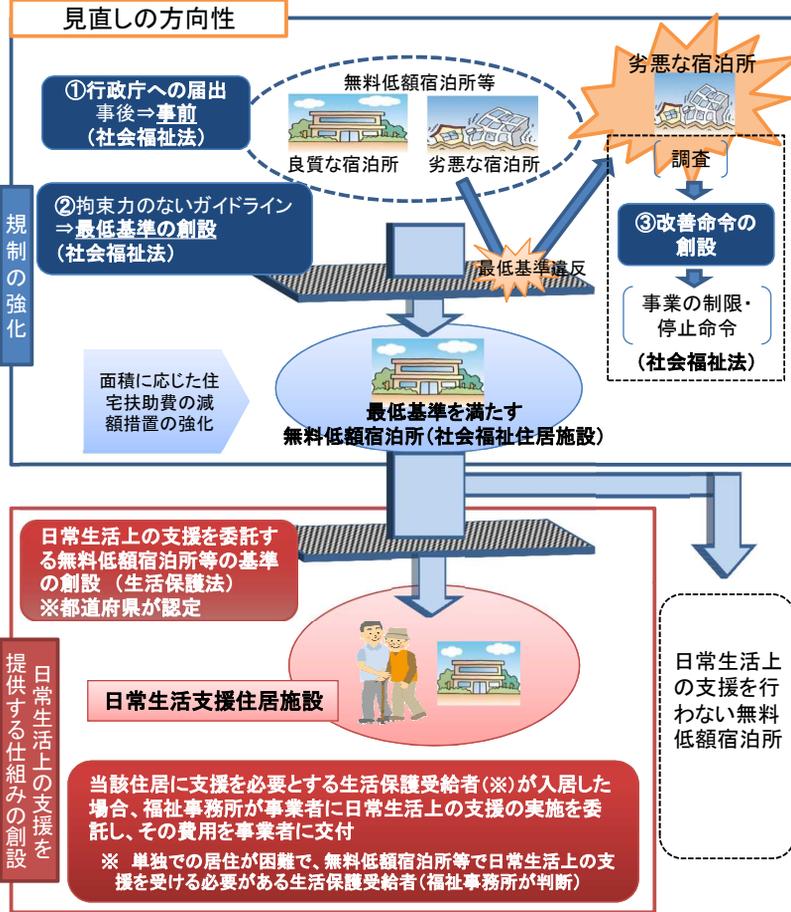
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
 - 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%) (ガイドラインの基準: 7.43㎡以上 7.43~15㎡未満217施設(47%)) (住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下)
 - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
 - 食費 453施設(84%) 28,207円
 - その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満



児童扶養手当の支払回数の見直し

- 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し案>

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払		2020年1月支払		3月支払		
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日)抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日)抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

生活困窮者自立支援制度関係予算の平成30年度予算(案)

平成29年度予算額

400億円



平成30年度予算額(案)

432億円

(+31億円※)

※ 端数処理による

○ 平成30年度予算案においては、生活困窮者の自立をより一層促進するため、子どもの学習支援の充実・強化や居住支援の推進など制度の充実に向けた新たな取組を実施するとともに、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しにかかる関連法案を提出し、自立相談支援事業、家計相談支援事業及び就労準備支援事業の一体的実施を推進するなど生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を図る。

必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

29年度予算額
218億円



30年度予算額(案)
218億円

任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習支援事業
- ・都道府県による市町村支援事業(※)
- ・町村による相談の実施(※)
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業(※)
- ・法律改正事項

29年度予算額
183億円



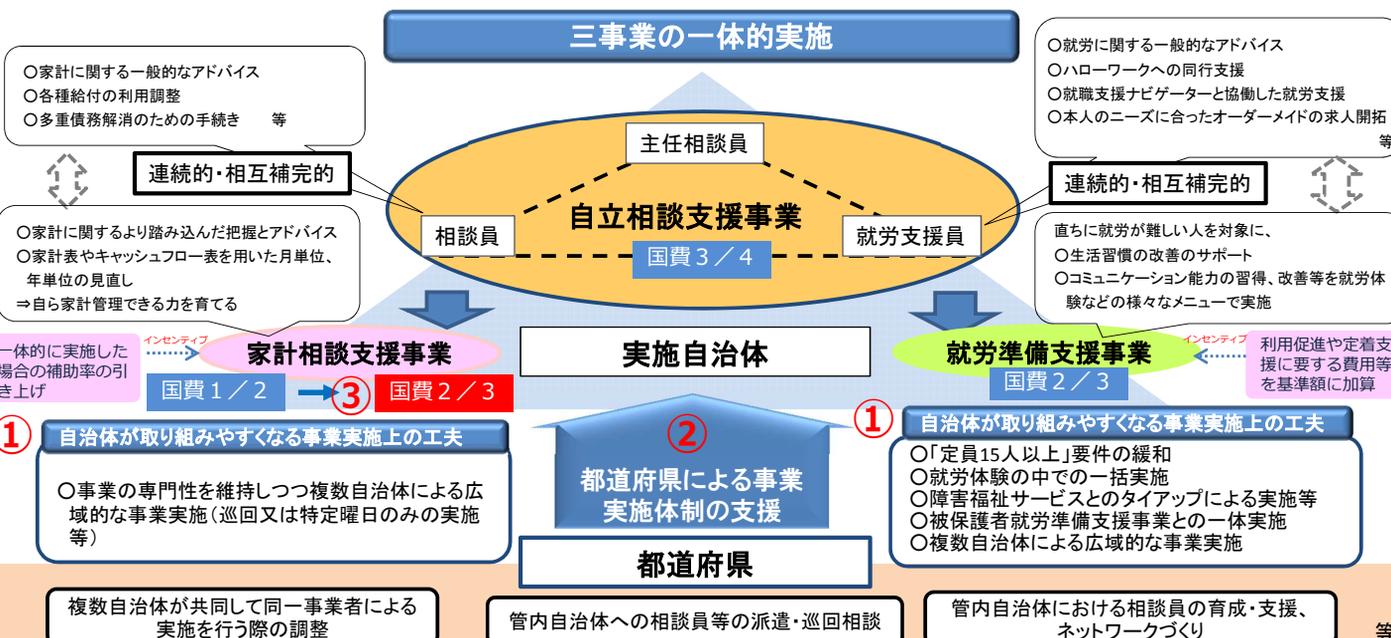
30年度予算額(案)
214億円

新規・拡充分

- 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施の推進【法律改正事項】**
三事業を一体的に実施した場合は、家計相談支援事業の補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げ、就労準備支援事業の利用促進のインセンティブを付与。併せて、自治体の実施しやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による事業実施体制の支援を実施
- 都道府県による市町村支援事業【法律改正事項】 2.4億円**
都道府県による福祉事務所設置自治体に対する支援（従事者の研修、市域を越えたネットワークづくり、各種事業の実施体制の整備）の実施
- 福祉事務所未設置町村による相談の実施【法律改正事項】 0.5億円**
福祉事務所を設置していない町村による自立相談支援事業の一次的な相談機能の実施
- 子どもの学習支援事業の推進 47.0億円の内数**
高校生世代への進路選択の基礎づくりのための支援の充実、小学生がいる世帯への巡回支援等の実施
- 就労準備支援・ひきこもり支援の充実 13.0億円** ※ 保護課分4.4億円含む。
訪問支援（アウトリーチ）等による早期支援の実施、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能の充実等
- 居住支援の推進 2.0億円**
シェルター利用者に対する利用後にに向けた居住支援・見守り支援、社会的孤立状態にある生活困窮者に対する一定期間の居宅訪問等による見守り・生活支援の実施
- ホームレス支援の推進 1.1億円**
医療専門職（保健師、看護師、PSW等）による巡回相談や健康相談の実施

1. 自立相談支援事業・家計相談支援事業・就労準備支援事業の一体的実施の推進 (法律改正事項)

◇ 家計相談支援事業と就労準備支援事業について、両事業を全国的に推進するため、自立相談支援事業と連続的・一体的な実施を推進することとし、①自治体を取り組みやすくなる事業実施上の工夫や、②都道府県による事業実施体制の支援によるバックアップを行うとともに、③三事業を一体的に推進した場合には、家計相談支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げる。※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブ(※)を補助の仕組みとして設ける。



※インセンティブの例…就労に向けた外出を支援する費用、就労体験先の受入促進に要する費用、就職後の定着支援を行うための費用等を基準額の加算対象経費とすることを想定。

2. 都道府県による市町村支援事業

(法律改正事項)

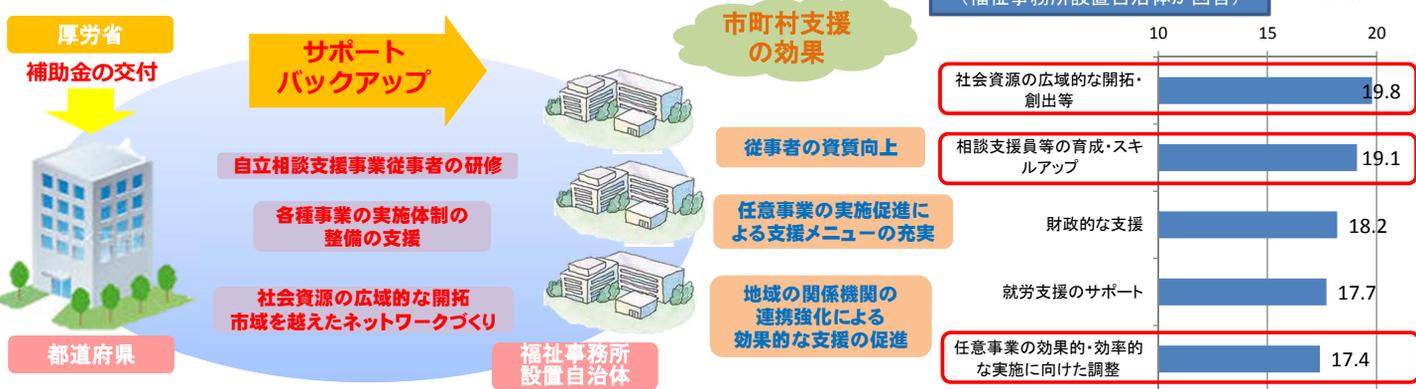
平成30年度予算額(案) : 2.4億円

◇ 都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されているが、この責務規定に基づき、都道府県の役割として、管内自治体の従事者に対する研修や人材育成、市域を越えたネットワークづくり、管内自治体における事業の実施に当たっての支援が求められている。

◇ 都道府県による広域的な見地からの支援については、これまで法律に基づく「その他事業」として国庫補助の対象とされてきたが、これをより効果的・効率的に実施するため、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくりを、「都道府県による市町村支援事業」として、明確に位置づける(法律改正事項)。

対象経費 ◇ 担当職員等の人件費(正規雇用職員を除く)、旅費、会議費、備品購入費など 補助率 1/2

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ



3. 福祉事務所未設置町村による相談の実施

(法律改正事項)

平成30年度予算額(案) : 0.5億円

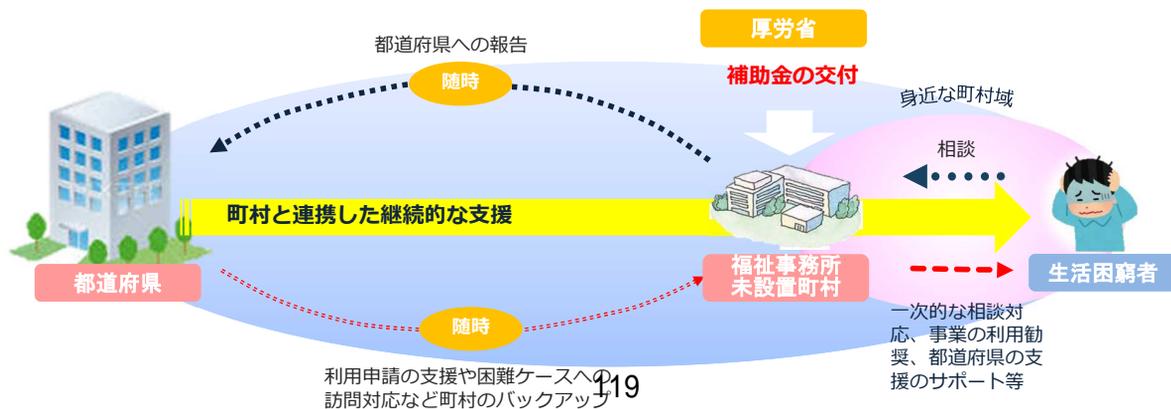
◇ 福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、そうした町村部では、当該町村部内に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、**役場が一次的な窓口として、事実上自立相談支援機関に類似した対応をしている自治体が多くある。**

◇ こうした状況も踏まえ、**福祉事務所を設置していない町村が生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができることとし(法律改正事項)、都道府県と連携して対応することにより住民に身近な行政機関で課題を抱えた生活困窮者に対応するための取組を推進する。**

※ 自立相談支援事業の「実施主体」となるのではなく、都道府県が実施主体である位置づけは変えないまま、都道府県の自立相談支援機関の「プランチ」的な役割(都道府県の援助)として位置づけ、国庫補助の対象とする。

対象経費 ◇ 支援員等の人件費(正規雇用職員を除く)、旅費、会議費、備品購入費など 補助率 3/4

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



4. 子どもの学習支援事業の推進(①高校生世代)

平成30年度予算額(案) : 47.0億円の内数

- ◇ 平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、**高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している**と指摘されている。
- ◇ このため、現行の高校生に対する中退防止のための支援を拡充し、高校中退者、中学校卒業後進学していない子どもをも対象に、単に高校の授業のフォローアップということだけでなく**学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行う**ことにより、自分の将来への具体的なイメージを形成したり、就職、再就学、進学など**適切な進路が選べるような基礎づくり**を行う。
- ◇ 支援については、中学生までの学習支援と同様の基礎自治体単位の実施のほか、市域を越えた都道府県単位(広域)での実施も想定。

対象経費

◇ 支援員人件費等(人件費・旅費) ◇ 進路先選択相談支援関係費用(資料作成費・旅費等) ◇ その他費用(旅費、通信費等)

補助率

1/2

基準額

基本基準額の30%

★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(抜粋)

- (1) 子どもの学習支援事業のあり方
- 高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。学習支援だけでなく**自立に向けた相談支援が必要**であり、教育部門との連携はもとより、就労支援機関との連携も含めた方策を検討すべきである。

★新たな自殺総合大綱のあり方に関する検討会報告書(抜粋)

- (2) 地域レベルの実践的な取組の更なる推進
- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業による生活困窮世帯の子どもの対象とした学習支援や居場所づくり等の活動や、…(中略) 既存の施策を、より効果的な自殺対策の実施に資するよう、**孤立防止や、危機介入に生かしていくべき**である。

高校生世代(10代の若年層)に対する支援



高校の授業等のフォローアップや基礎的学力の習得、自己肯定感の向上 など

孤立感の解消や将来への意欲向上 など

生活習慣の定着・改善 など

- ◆ 高校の中退防止
- ◆ 高校を中退した人、中学卒業後進学や就労していない人などの自分の将来への意欲向上や具体的なイメージの形成
- ◆ 希望する進路(就職、再就学、進学)の選択のための基礎づくり



4. 子どもの学習支援事業の推進(②小学生世代)

平成30年度予算額(案) : 47.0億円の内数

- ◇ 平成28年度に民間団体が行った調査では、事業の課題として、スタッフ、ボランティアの確保のほか、**幼少期からの早期支援の必要性が指摘**されている。また、平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書においても同様の指摘があった。
- ◇ そのため、貧困の連鎖の防止の観点からも、学齢期における早期支援として、**家庭の事情等により学童へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回訪問を行う**ことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣などの習得と併せて、子どもの親への養育支援を通じて**家庭全体への支援を行う**。

対象経費

◇ 専門支援員人件費等(人件費・旅費) ◇ 連絡協議会開催費用(会議費、資料作成費等) ◇ その他費用(旅費等)

補助率

1/2

基準額

基本基準額の15%

★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(抜粋)

- (1) 子どもの学習支援事業のあり方
- 家庭で机に向かう習慣がないことが低学力につながるおそれがあることや、中学生になると支援につながるまでの関係構築が難しいといった観点から、**小学生や就学前からの早期支援が必要**との指摘もあった。

学齢期における早期支援

- 学童に行けない、通えない子ども等を対象

基礎的な学習習慣の習得など

- ・宿題を行う習慣づくりなど

基本的な生活習慣の習得など

- ・早寝早起き、プリントを親に見せるなど

親への養育支援など

- ・子育てに関する情報提供など

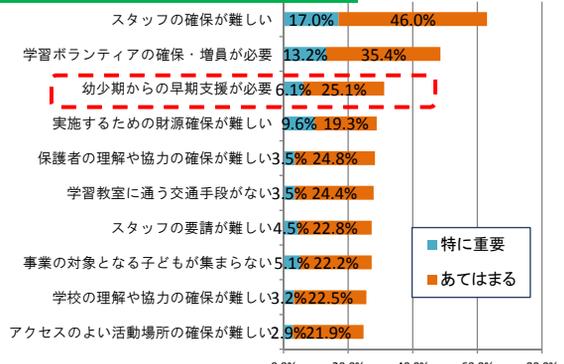


巡回訪問

家庭全体を支援

120

事業実施団体の実施運営上の課題

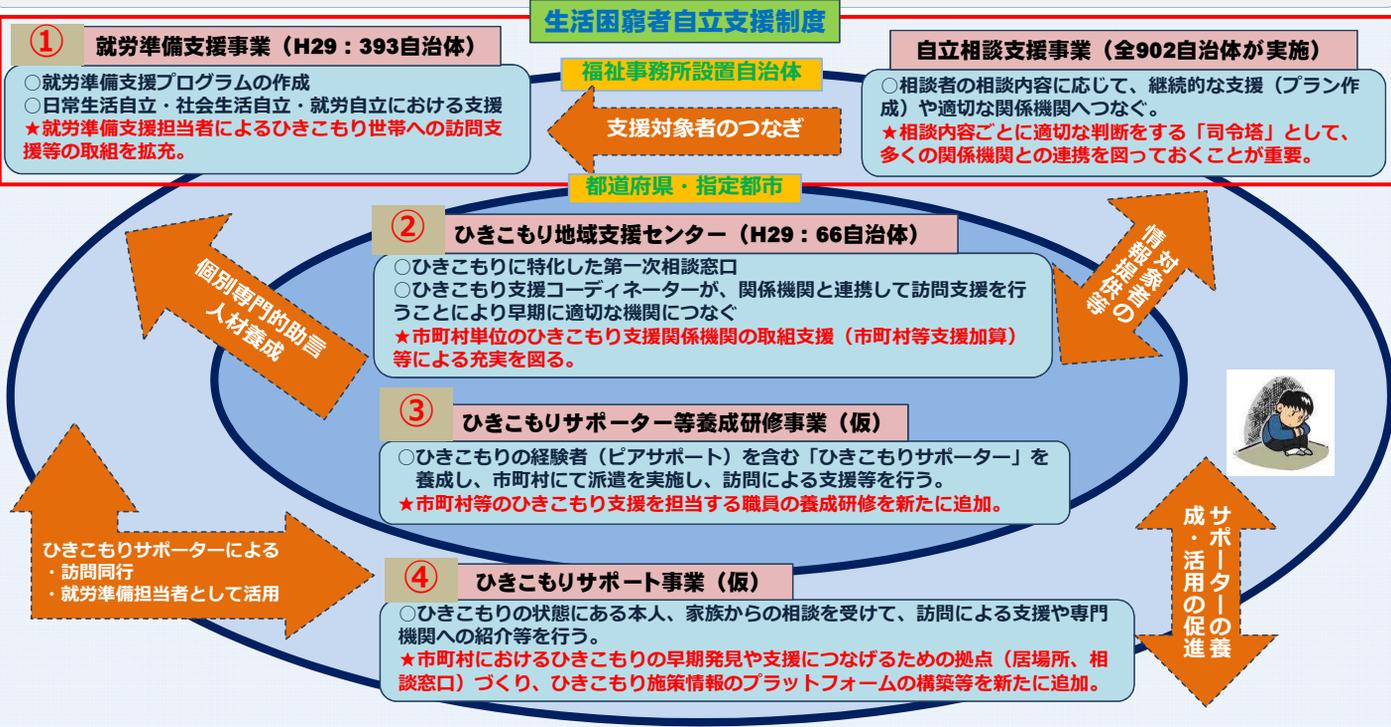


※出典：平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人いいたまユースサポートネット)

5. 就労準備支援・ひきこもり支援の充実

(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業 / (2) ひきこもり対策推進事業の強化

- ◇ 30年度予算案において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業

平成30年度予算額（案）： 5.8億円（うち困窮分3.3億円）

- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費 ◇ 地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇ 利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率 2/3

基準額

1自治体当たり5,000千円を基本基準額に加算する



(2) ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度予算額（案）：5.3億円

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

補助率 1/2

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

(拡充・強化)

②

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

【市町村バックアップ機能強化】

※主として都道府県センターを想定

- ・関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定
カンファレンスへの助言等
- ・ひきこもり支援実施者からの相談対応
- ・市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言

【訪問支援体制強化】

- ・困難ケースへの訪問支援
- ・相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的実施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ひきこもりサポーター養成研修

- ・ひきこもりサポーター養成研修
- ・市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

③

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

④

6. 居住支援の推進

平成30年度予算額（案）：2.0億円

- ◇ 生活困窮者が就職活動や安定した生活を送るためには、住居を喪失しないことが極めて重要となるが、賃貸住宅では緊急連絡先を求められるほか、家賃滞納、近隣トラブル、孤独死等の懸念から入居を拒否されるといったケースがみられる。
- ◇ また、路上生活者については、路上生活期間の長期化が顕在化している中、一時生活支援事業（シェルター等）を利用しても、利用後に再び路上生活に戻ってしまう者や集団生活を送ることが困難なことなどから利用を望まない者も存在しているといった課題も生じている。
- ◇ こういった背景には、親族や地域に対し支援を求めることが困難という「**社会的孤立**」の問題が存在している。
- ◇ そこで、シェルター等利用者や地域において単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対して、
 - ① シェルター利用中からの利用後に向けた生活相談等の見守り、利用後の住居の確保といった居住支援
 - ② 一定期間、個別に居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくり
 を実施することで、**地域で自立した日常生活を継続していけるような環境づくりを推進**する。

対象経費

- ◇ 支援員等の人件費 ◇ 訪問に係る旅費、通信費 等

補助率

1/2

基準額

1実施自治体あたり 事業費7,000千円（国庫補助：3,500千円）

◎シェルター等利用者

- シェルター等利用中の見守り
- 利用後に向けた居住支援

シェルター等

自治体
(委託)

◎社会的孤立状態にある生活困窮者

- ・ シェルター等を利用していた者
- ・ 地域で単身等で居住し地域社会から孤立した状態にある者
- 一定期間、居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、地域リビングも通じた互助づくり 等

アパート等地域において居住

7. ホームレス支援の推進

平成30年度予算額（案）： **1.1億円**

- ◇ 現在、ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化するといった課題が顕在化している。ホームレス自立支援法は、平成29年6月にその期限が平成39年まで10年間延長されており、今後、同法に基づく具体的な指針を策定する必要があるところ。
- ◇ 現行、**路上生活が長期化・高齢化している者等に対して下記のような課題**がある。
 - ・健康状態の悪い者が一定程度存在しているが、十分に支援が行き届いていない。これらの者が必要な医療サービスを受けられるよう、医療的視点を持ったきめ細かい相談が必要。
 - ・一時生活支援事業（シェルター等）シェルターを利用しても、利用後再度路上生活に戻る等を繰り返す者が存在。路上生活に戻ることを防ぐ取組の強化が必要。
 - ・自立支援センター等の事業を希望せず、路上にいる者が存在。これらの者の支援の強化が必要。
- ◇ 具体的には、**医療専門職（保健師、看護師、精神保健福祉士等）による路上やシェルター等におけるきめ細かな相談・支援の広域実施**（必要に応じ医療機関と連携）にかかる取組を強化する。

対象経費

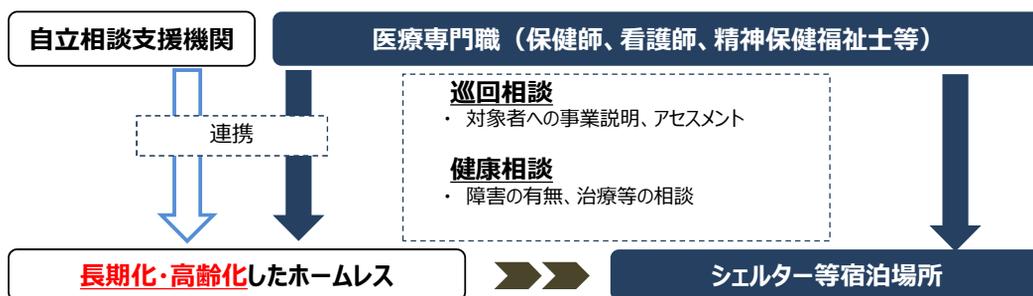
- ◇ 医療専門職の person 費
- ◇ 巡回に係る旅費 等

補助率

2/3

基準額

1自治体当たり3,500千円を基本基準額に加算する



国庫負担・補助基準額の人口区分の細分化

- より実態に即した事業実施が可能となるよう、50万人以上の自治体の国庫負担・補助基準額の人口区分（現行25～50万人刻み）を10万人刻みに細分化
- 原則として、次の区分との差から10万人単位の上乗せ額を設定し、なだらかに上昇するよう伸ばしていく。

1. 自立相談支援の例

	基準額
75万人以上～100万人未満	90,000
100万人以上～150万人未満	140,000
150万人以上～200万人未満	160,000

100万人未満と100万人以上の単価差が大きいため、150万人以上の区分の基準額に向けてなだらかに上昇するよう、10万人ごとに1,000万円ずつ上乗せ

	基準額
80万人以上～90万人未満	90,000
90万人以上～100万人未満	100,000
100万人以上～110万人未満	110,000
110万人以上～120万人未満	120,000
120万人以上～130万人未満	130,000
130万人以上～140万人未満	140,000
140万人以上～150万人未満	150,000
150万人以上～160万人未満	160,000

2. 就労準備支援の例

	基準額
100万人以上～150万人未満	50,000
150万人以上～200万人未満	55,000

10万人ごとに100万円※ずつ上乗せ
※(55,000－50,000)÷5区分

	基準額
100万人以上～110万人未満	50,000
110万人以上～120万人未満	51,000
120万人以上～130万人未満	52,000
130万人以上～140万人未満	53,000
140万人以上～150万人未満	54,000
150万人以上～160万人未満	55,000

平成30年度の各事業の国庫負担・補助基準額

(単位:千円)

人口区分	自立相談			就労準備			子どもの学習支援			
	基本基準額	基本基準額	基本基準額	基本基準額	基本基準額	基本基準額	高校世代加算	小学生支援加算	家庭訪問加算	教育連携加算
2万人未満	5,000	5,000	3,000	2,800	900	500	700	700		
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	3,800	1,200	600	1,000	1,000		
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	4,700	1,500	800	1,200	1,200		
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	5,700	1,800	900	1,500	1,500		
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	7,600	2,300	1,200	1,900	1,900		
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,000	2,700	1,400	2,300	2,300		
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	3,300	1,700	2,800	2,800		
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	4,200	2,100	3,500	3,500		
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	17,500	5,300	2,700	4,400	4,400		
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	21,000	6,300	3,200	5,300	5,300		
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	24,000	7,200	3,600	6,000	6,000		
50万人以上～60万人未満	60,000	32,000	25,000	29,000	8,700	4,400	7,300	7,300		
60万人以上～70万人未満	70,000	34,000	27,000	33,000	9,900	5,000	8,300	8,300		
70万人以上～80万人未満	80,000	36,000	28,000	37,000	11,100	5,600	9,300	9,300		
80万人以上～90万人未満	90,000	38,000	29,000	41,000	12,300	6,200	10,300	10,300		
90万人以上～100万人未満	100,000	40,000	30,000	45,000	13,500	6,800	11,300	11,300		
100万人以上～110万人未満	110,000	50,000	40,000	47,500	14,300	7,200	11,900	11,900		
110万人以上～120万人未満	120,000	51,000	41,000	49,000	14,700	7,400	12,300	12,300		
120万人以上～130万人未満	130,000	52,000	42,000	50,500	15,200	7,600	12,700	12,700		
130万人以上～140万人未満	140,000	53,000	43,000	52,000	15,600	7,800	13,000	13,000		
140万人以上～150万人未満	150,000	54,000	44,000	53,500	16,100	8,100	13,400	13,400		
150万人以上～160万人未満	160,000	55,000	45,000	55,000	16,500	8,300	13,800	13,800		
160万人以上～170万人未満	170,000	56,000	46,000	56,500	17,000	8,500	14,200	14,200		
170万人以上～180万人未満	175,000	57,000	47,000	58,000	17,400	8,700	14,500	14,500		
180万人以上～190万人未満	180,000	58,000	48,000	59,500	17,900	9,000	14,900	14,900		
190万人以上～200万人未満	185,000	59,000	49,000	61,000	18,300	9,200	15,300	15,300		
200万人以上～210万人未満	190,000	60,000	50,000	62,000	18,600	9,300	15,500	15,500		
210万人以上～220万人未満	195,000	61,000	51,000	63,500	19,100	9,600	15,900	15,900		
220万人以上～230万人未満	200,000	62,000	52,000	65,000	19,500	9,800	16,300	16,300		
230万人以上～240万人未満	205,000	63,000	53,000	66,500	20,000	10,000	16,700	16,700		
240万人以上～250万人未満	210,000	64,000	54,000	68,000	20,400	10,200	17,000	17,000		
250万人以上～260万人未満	215,000	65,000	55,000	69,000	20,700	10,400	17,300	17,300		
260万人以上～270万人未満	220,000	66,000	56,000	71,000	21,300	10,700	17,800	17,800		
270万人以上～280万人未満	225,000	67,000	57,000	73,000	21,900	11,000	18,300	18,300		
280万人以上～290万人未満	230,000	68,000	58,000	75,000	22,500	11,300	18,800	18,800		
290万人以上～300万人未満	235,000	69,000	59,000	77,000	23,100	11,600	19,300	19,300		
300万人以上	250,000	70,000	60,000	80,000	24,000	12,000	20,000	20,000		

平成30年度の自立相談支援事業の加算の取扱

(1) 保護率加算【継続】

○ 保護率が一定割合を超えている自治体の基本基準額を加算

○ 保護率が2%以上の自治体・・・基本基準額の1.2倍

○ 保護率が3%以上の自治体・・・基本基準額の1.5倍

(2) 住居確保給付金加算【継続】

○ 住居確保給付金の支給実績が一定件数を超えている自治体の基本基準額を加算

○ 住居確保給付金の支給実績が6件以上／人口10万人当たりの自治体・・・基本基準額の1.2倍

(3) 過疎地域加算【新規①】

○ 管内地域の人口密度が一定割合を下回る自治体に、基本基準額への加算を設けることを想定。

ア 算定基準	イ 算定方法
過疎市町村等の人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度)が50人/km ² 以下	過疎市町村(市町村全域が過疎地域の場合に限る) 基本基準額×1.5 過疎地域とみなされる区域を有する町村 基本基準額+(当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5)

(4) 支援実績加算(人員配置が手厚く実績も高い自治体に対する基本基準額の嵩上げ)【新規②】

○ 所要額が適用基準額を上回り、かつ、以下のいずれの要件も満たす自治体を対象に、基本基準額の嵩上げを行う。

◇ 新規相談件数要件【新規相談件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】

◇ プラン作成件数要件【プラン作成件数が全国平均を超えている】又は【前年より1割以上増加】・・・基本基準額の1.5倍

(5) 留意事項

○ 上記(1)～(4)については、要件を満たしたもののうち、最も高い加算率のみを適用する。

○ 29年度まで実施していたモデル事業実施自治体加算については、法施行から一定期間経過していることを踏まえ、廃止する。

「過疎地域加算」の創設

背景

- 過疎地域の人口は全国の8.9%を占めるに過ぎないが、面積では国土の6割弱を占めており、人口密度が被過疎地域に比べて極めて低くなっている。
- このため、人口規模が同程度で同一の基準単価を適用している自治体の中でも、過疎地域においては、支援対象となる生活困窮者や関係機関が広範囲に点在していること等から、移動時間が長くかかるなど支援が非効率になることはもとより、相談窓口のランチ設置や支援員の加配など相対的な行政コストの負担も重くなっているものと考えられる。

【参考】 執行率100%の自治体の割合(全体:148/902(16.4%) 人口密度50人/km²以下の自治体:13/53(24.5%))

(※) 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

対応(案)

○ 過疎地域においても十分な相談機会やきめ細かな支援を確保する観点等から、過疎市町村等(過疎地域とみなされる市町村(法第33条第1項)及び過疎地域とみなされる区域(法第33条第2項)を有する市町村を含む。)のうち人口密度が別に定める基準を下回る市町村の基本基準額に以下の加算を行うものとする。

※過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域において支援員の加配など円滑実施のための取組・工夫が行われている場合に限る。

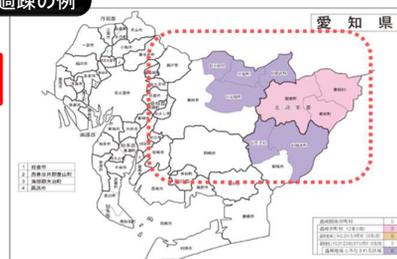
算定基準 ・27年国勢調査による過疎市町村等の人口及び面積を参考に、当面の間、「**過疎市町村等の人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度)が50人/km²以下**

算定方法 ・過疎市町村(市町村全域が過疎地域の場合) **基本基準額×1.5**
・過疎地域とみなされる区域を有する市町村 **基本基準額+(当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5)**

○ なお、都道府県に対しては、これまでも過疎地域への対応も含めて、「都道府県広域加算」により基本基準額の嵩上げを行ってきたところであるが、管轄する地域の面積が広大であったり、人口が少ないこと等により、管轄地域全体の人口密度が過疎地域加算の算定基準を下回る道府県については、個別に協議の上、当該道府県の**都道府県広域加算後の基本基準額の1.3倍を限度に基準額の加算を行うものとする。**

一部過疎の例

区分	市町村数(a)	人口(b)	面積(c)	人口密度(b/c)
過疎地域	797(46.4%)	11,355,109(8.9%)	221,911(58.7%)	51.1人/km ²
被過疎地域	922(53.6%)	116,702,243(91.1%)	156,039(41.3%)	747.9人/km ²
全 国	1,719(100.0%)	128,057,352(100.0%)	377,950(100.0%)	338.8人/km ²
一部過疎地域	143(8.3%)	1,103,186(0.8%)	30,834(8.1%)	35.8人/km ²



(出典) 総務省 地域力創造グループ過疎対策室 「平成27年度版 過疎対策の現況(概要版)」

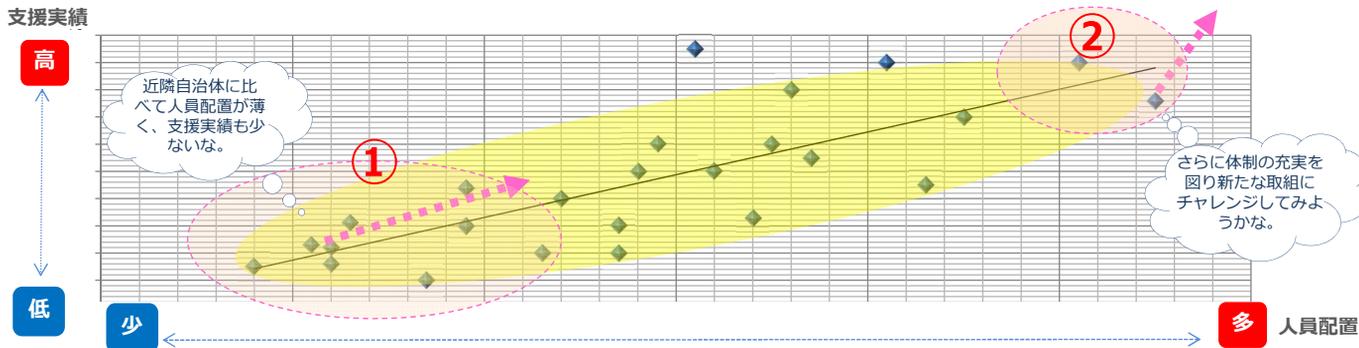
(備考) 1. 市町村数は平成28年4月1日現在であり、過疎地域の町村数は過疎関係市町村数による。

2. 人口は平成22年国勢調査による。

3. 面積は平成22年国勢調査による。ただし、一部過疎地域については、平成12及び平成17年国勢調査による。

「支援実績加算」の創設

- 支援員配置や支援実績に関する自治体間のバラツキを是正する観点から、①自分の自治体の「現状(位置)」を客観的に把握することができる仕組み(「自己評価基準」)を設けることにより、支援員配置の手薄自治体の底上げを促すとともに、②支援実績の高い自治体を適切に評価することで、全国的な人員配置の充実・支援実績の向上を図る。



① 『自己評価基準』による底上げ

- ★相談員の配置数・支援実績の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の数値」を公表するとともに、各自治体が全国902自治体の中で「現状」を客観的に把握し、課題を認識・見える化できるような仕組み(自己評価基準)を構築
- ★「あるべき姿」を実現するために人員配置や支援のあり方をどのように見直していくべきかを各自治体で検討できる環境を整備することにより、特に支援配置等の薄自治体の底上げを図る。

② 『支援実績に応じた加算』による特別評価

- ★所要額が適用基準額を上回る自治体であって、以下の要件をいずれも満たす自治体に対して、個別協議の上、予算の範囲内で基本基準額の一定の高上げ(1.5倍を上限)を行うことにより、全国の取組を牽引する自治体を育成。

- (要件)
- ・新規相談件数が目安値を超えている又は前年度より1割以上増加
 - ・プラン作成件数が全国平均を超えている又は前年度より1割以上増加

自己評価基準による支援員配置等の底上げ

自己評価基準により、支援員配置の充実や支援実績の向上が図られるよう、以下の取組を実施

1. 自己評価分析ツールの提供

各自治体が全国や都道府県の中での「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるようなツールを作成し、全ての福祉事務所設置自治体に提供。

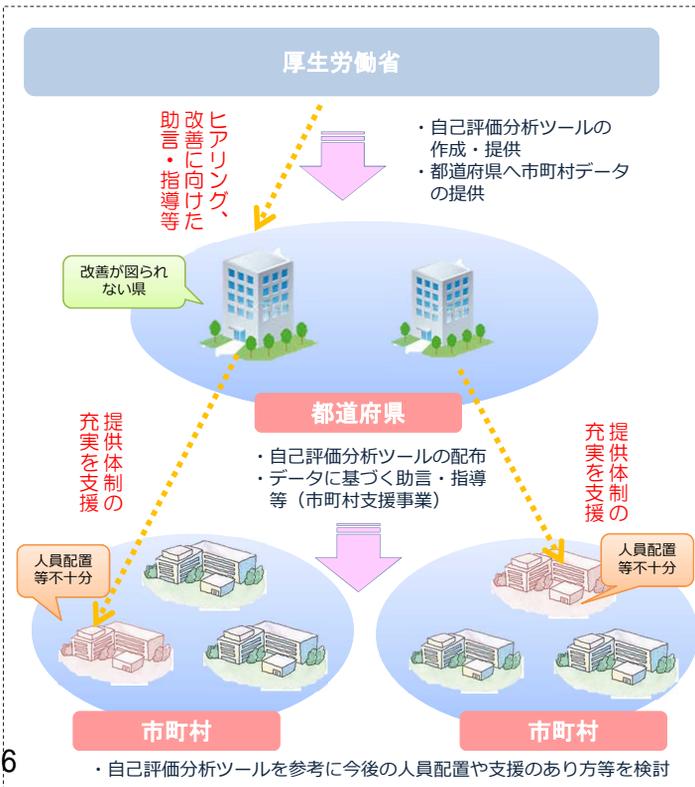
当該ツールを活用することにより、各自治体が近隣自治体や人口規模が同規模の自治体と比較考量しながら、今後の人員配置や支援のあり方をどのように改善していくべきかを定量的に検討できる環境を整備。

2. 都道府県への管内市町村データの提供

都道府県管内の人員配置が十分でなく実績もあがっていない市町村を都道府県が効果的・効率的に支援することができるよう、管内市町村のデータを都道府県に提供。各都道府県は当該データを活用し、法律上の市町村支援事業により管内市町村の支援の提供体制の充実を支援。主な提供データは、管内市町村の人員配置や支援実績の偏差値、全国順位等を想定。

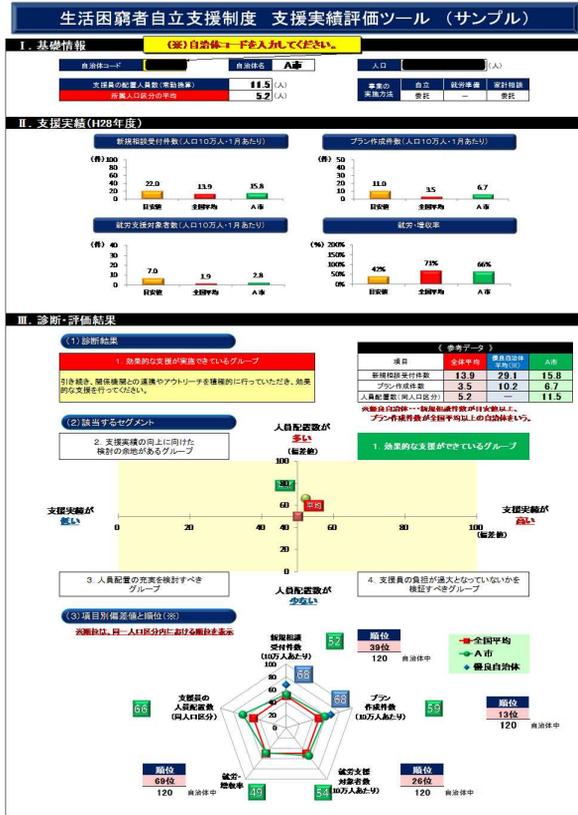
3. 厚労省による個別の働きかけの実施

さらに管内に人員配置等が不十分な市町村があるにもかかわらず改善が図られない都道府県に対しては、厚労省からヒアリングを行い、改善に向けた助言・指導等を行うなど個別の働きかけを実施。



自己評価分析ツール・都道府県への提供データのイメージ

自己評価分析ツール

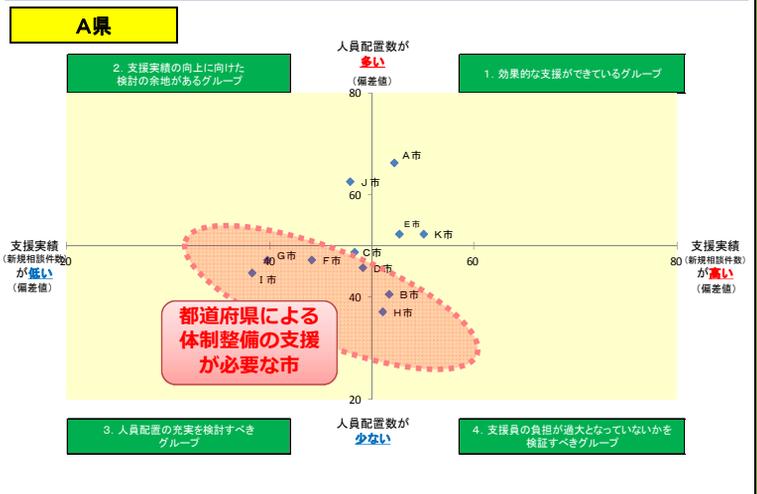


都道府県への提供データ

都道府県名: A県

自治体名	対象地区 人口 (28.1)	事業実施方法(128年度)			新規相談 受付件数			プラン 作成件数			就労支援 対象者数			就労・ 増収率			人員 配置			
		自立	就労準備	家計相談	10万人 あたり	順位	偏差値	10万人 あたり	順位	偏差値	10万人 あたり	順位	偏差値	10万人 あたり	順位	偏差値	人員 配置	偏差値		
A市	委託	—	委託	583	15.8	307位	52	251	6.7	109位	59	105	2.8	191位	54	65.7%	450位	49	11.5	66
B市	委託	—	—	547	15.4	317位	52	26	0.7	763位	43	26	0.7	622位	45	84.6%	292位	52	1.5	41
C市	委託	—	—	288	12.8	457位	48	50	2.3	487位	47	30	1.4	442位	48	63.3%	467位	49	2.5	49
D市	委託	委託	委託	376	13.2	411位	49	110	3.9	305位	51	58	2.0	312位	51	81.0%	316位	51	3.5	48
E市	直営	—	—	68	16.2	286位	53	12	2.8	418位	46	5	1.2	488位	47	60.0%	489位	48	2.0	52
F市	直営	—	—	82	8.9	646位	44	27	3.9	299位	51	22	3.2	149位	55	95.5%	241位	53	1.5	47
G市	直営	—	—	40	5.3	814位	40	11	1.4	637位	44	8	1.2	502位	47	100.0%	173位	54	1.5	47
H市	直営	—	—	74	14.4	336位	51	48	8.8	456位	37	20	4.0	346位	59	170.0%	426位	63	0.5	37
I市	直営	—	—	29	3.9	856位	38	1	0.1	846位	41	1	0.1	798位	42	100.0%	173位	54	1.5	45
J市	委託	—	—	51	12.1	478位	46	8	1.9	565位	46	7	1.7	387位	49	14.3%	723位	42	3.0	63
K市	委託	—	—	72	18.3	221位	55	42	10.7	300位	69	17	4.3	81位	61	58.8%	508位	46	2.0	52

生活困窮者自立支援制度 支援実績の分布状況



事業実績の高い自治体に対する基本基準額の加算措置(任意事業)

○ 年間の利用者数が全国平均値を大きく上回るなど事業実績の高い自治体に対する加算措置の算定基準及び算定方法については、それぞれの任意事業の実態に応じて、以下のとおりとする。

	家計相談支援事業	就労準備支援事業	子どもの学習支援事業
算定基準	協議年度の前年(※)の人口10万人あたりの年間利用者数が 20人以上	協議年度の前年(※)の人口10万人あたりの年間利用者数が 20人以上	協議年度の前年(※)の人口10万人あたりの年間実利用者数が 30人以上
算定方法	基本基準額 × 1.5倍		

※ 協議年度の前年1月～12月までの実績

事業実績が低調な自治体に対する基本基準額の減算措置(任意事業)

- 年間を通じて利用者がいない状況が複数年度にわたって連続するなど事業実績が低調な自治体に対する減算措置の対象自治体及び措置内容については、以下のとおりとする。

【対象事業】

- 就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業

【対象自治体】

- 協議年度（平成30年度）の前年（平成29年1月～12月）の年間利用者数が0人の自治体

【措置内容】

- ① 協議年度（平成30年度）の事業実施に向けて、以下の内容を盛り込んだ『実施計画』を策定し、都道府県を通じて、国への提出を求める。

- ・ 利用実績が低調であることの分析
- ・ 事業の利用促進に向けた改善方策

- ② 都道府県は当該『実施計画』の進捗を管理しつつ、必要に応じて助言・指導を行う。
- ③ 翌年度の協議時点においても利用状況の改善が図られない自治体に対しては、上記の措置に加えて、翌年度（平成31年度）の国庫補助協議において、各任意事業の基本基準額（都道府県広域加算額を含む）を一定割合引き下げる（支援実績減算）。

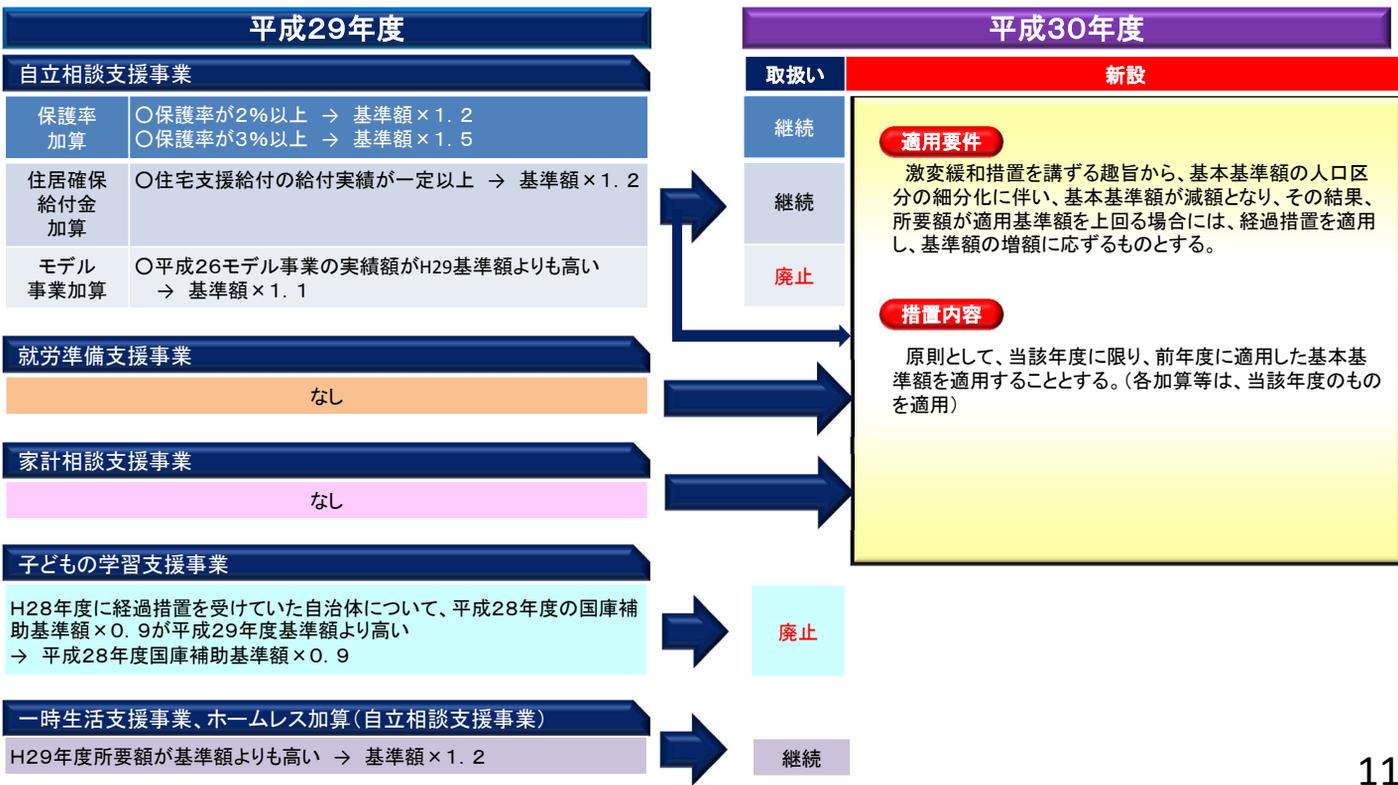
平成30年度新規・拡充事業に係る国庫補助基準単価

- 平成30年度予算(案)に計上した新規・拡充事業の目安額、加算単価については、以下のとおりとする。

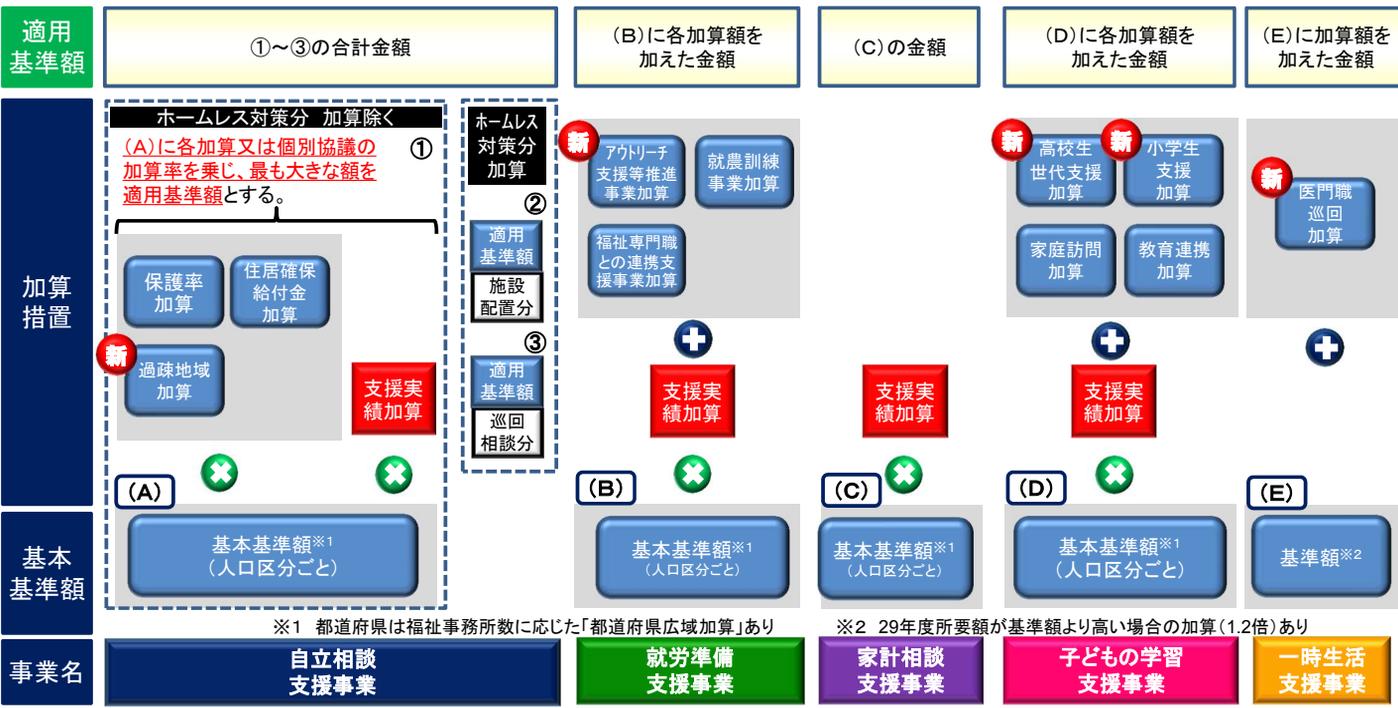
No.	事業名	加算名	目安額・加算単価
1	就労準備支援事業	アウトリーチ加算	1自治体あたり 5,000千円 を基本基準額に加算
2	子どもの学習支援事業	高校生世代に対する支援	基本基準額の 30%
		小学生に対する支援	基本基準額の 15%
3	居住支援事業 (法第6条5号その他事業)	-	1実施自治体あたり 事業費 7,000千円 （国庫補助:3,500千円）
4	一時生活支援事業	医療専門職巡回加算	1自治体あたり 3,500千円 を基本基準額に加算

平成30年度における加算・経過措置の取扱

○ 各事業の国庫負担・補助において、平成30年度は、以下のようなケースに該当する場合には、激変緩和のための経過措置を設けることとする。



国庫負担(補助)基準額・加算の体系図



支援実績加算	要件	内容
	【新規相談受付件数】 目安値超又は前年より1割以上増加 【プラン作成件数】 全国平均以上又は前年より1割以上増加	(A) × 1.5倍
	年間利用者数 (H29年1~12月) (@人口10万人) が20人超の場合	(B) × 1.2倍
	年間利用者数 (H29年1~12月) (@人口10万人) が20人超の場合	(C) × 1.5倍
	年間利用者数 (H29年1~12月) (@人口10万人) が30人超の場合	(D) × 1.5倍
	-	-